

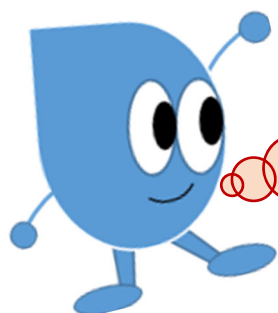
清水町・蓮沼町・本町

防災まちづくりニュース

第5号

発行:板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ 令和元年12月

みんなでまちを 歩いてみました!



知っているようで
知らなかった!
そんなところが
たくさんあるね。



このプレートは拡幅整備に協力して
くれたところにあるんだって!



古い木造建物も結構あるよ!

11月2日(土)、防災まちづくり協議会では地区内のまち歩きを実施しました。参加された方からは、「電柱がじゃまだね」や、「思っている以上に狭いみちが多い」、あるいは、「せっかく道が広がっているのに障害物があるね」というご意見がありました。

住んでいるまちでも、日ごろ通らないみちはたくさんあります。また、何気なく通り過ぎていくことも。みなさんも災害時、どのように避難するか考えながら、まちを歩いてみたら、イザ!という時には役立つかもしれません。

※写真は、一部地区外を含みます。

(地区の現況やまち歩きを踏まえて) 防災まちづくり計画の方向性を考える

※写真は、一部地区外を含みます。

みちづくりを考える



みちの管理

- 地区外周には広い道路があるけど、地区内の道路が狭い。さらにプランター等、障害となる物が置かれている。
- 管理が悪く、樹木の道路へのはみ出しもある。

みちの整備 安全なまちへの一歩

- 道路の拡幅可能な箇所は、建替え等を待たずに道路にする方策が必要。
- みちが広くなることで車の通行が増えるので、安全性と危険性の両面を考える必要がある。

みちの安全 避難経路などへ

- ブロック塀が多く、撤去の必要な塀がある（特に通学路は心配）。

例えば、こんな取り組みは…

- みちを利用する人のことを考える
→ バリアフリーや車両通行、車と人が共存できる安全な道
- 家から広い避難路や避難場所への避難経路が必要
- 安全な塀づくり→通学路など緊急に対応(ブロック塀等の撤去助成)
- 建替え時の安全な塀づくり・ルールを考える
- 細街路拡幅整備事業の活用（詳細は裏面をご参照ください。）

公園・広場づくりを考える



公園の配置は

- 蓮沼町は、清水町より公園はあるが部分的に足りていない。
- 清水町には公園が少ない（身近に避難する場所が少ない）。

公園の管理は

- 公園に設置されているスタンドパイプの使い方は知ってる？
- 防災倉庫の鍵はだれが持ってる？

公園の量は

- 公園量は足りない、緑が少ない。
- でも小学校はある（避難所）。
- 神社、お寺もある。

例えば、こんな取り組みは…

- 学校はもともと防災拠点！さらに活用、参加を考える！
- 寺社は、いざという時の取り決めを考える（避難や活動）
- 小さな広場や民間の空地进行積極的に確保する
- 不足する公園・広場の確保
→ 民間の開発（マンションや宅地開発）にあわせて
→ 寺社の協力（オープンスペースの活用、防火水槽）
→ 広場等の防災ミニ拠点化

建物づくりを考える



老朽建物と建てづまり

- 老朽建物や木造建物が多い。
- 建物が密集している所が多い。
- 老朽建物が建っていた所が駐車場になった。

建物の管理

- 空き家が多い。
- 敷地内が管理されておらず、樹木が道路にはみ出している場所もある。
- 壁などが剥落している危険な空き家もある。

例えば、こんな取り組みは…

- 燃えにくい建物づくりの促進
- 建替え時のルールづくり
→ ブロック塀の高さ規制
→ 建替え時には、建物の後退と塀などの撤去
- 土地・建物所有者への啓発や管理のお願い
- 区の老朽建築物等対策支援事業の普及と活用
- 民間空き家 NPO 等の活用

細街路拡幅整備事業のご紹介

地震や火災などの災害時には、避難経路や緊急車両の進入路、消防活動の場となる道路空間が重要です。

板橋区では、安全で快適なまちづくりを進めていくため、「細街路拡幅整備事業」を行っています。細街路とは、主に建築基準法第42条第2項に基づき、建物（塀などを含む）の建築時に道路の中心から2m後退していただく道路のことです。

細街路拡幅整備事業は、これら後退していただく部分を、建築主と区が協議のうえ道路状に整備し、災害に強いまちづくりをめざしています。

なお、後退用地及びすみきり用地内にある塀・よう壁の撤去、又はよう壁・水道メーターなどの後退用地からの移設に要した費用の一部を助成します。



事業の内容

① 拡幅整備

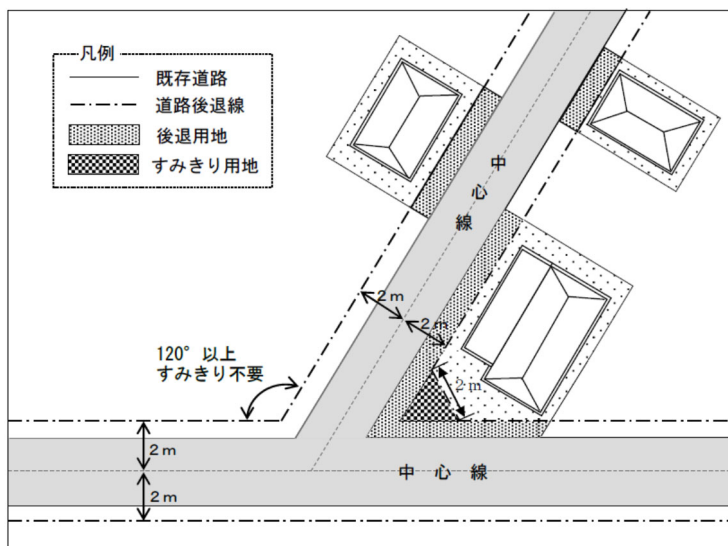
後退用地やすみきり用地を区が道路形態に整備します。

② 助成金

後退用地やすみきり用地内にある工作物（塀、よう壁）の撤去、後退用地からの移設（よう壁、水道メーターなど）に要した費用の一部を区が助成しています。

③ 非課税の手続き

ご要望がある場合は、区が必要な書類を作成し、都税事務所に提出します。



詳しくは、下記
「細街路整備グループ」
にお問い合わせ下さい。



都市整備部 市街地整備課
細街路整備グループ
電話 03-3579-2565
区役所本庁舎北館5階11番窓口

このニュースに関するお問合せ先

板橋区 都市整備部 市街地整備課 密集地域整備グループ
〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目6番1号
電話：03-3579-2572 FAX：03-3579-5437
E-mail：t-mchiiki@city.itabashi.tokyo.jp